

農業委員会だより



このイチゴあまいかな (上小見野地内)

- 認定農業者・埼玉中央農協との情報交換会
- 農業委員さんのコラム (温故知新、私と農業)
- 先進地視察研修を実施
- 女性農業者の皆さん、あなた自身の年金を！
- 農業者年金受給者の皆さんへ
- 農地の貸し借り 利用権設定のメリット
- 農地に関するQ & A
- 編集後記

第 6 号

平成23年2月20日発行

発行：川島町農業委員会

編集：川島町農業委員会だより編集委員会
〒350-0192

埼玉県比企郡川島町大字平沼1175

電話 049(297)1811(代表)

049(299)1760(ダイヤルイン)

活発な意見交換!

認定農業者・埼玉中央農協との情報交換会

12月15日、認定農業者協議会の皆さんと埼玉中央農業協同組合・町農業委員会の3者による情報交換会がJA埼玉中央川島基幹支店で行われました。

当日は、認定農業者14人をはじめ関係者など約35人が参加しました。地域の実情を踏まえた農業経営の実現のため、活発な意見交換が行われました。主な内容を紹介いたします。



意見を述べる認定農業者協議会長

農業者 TPP問題について、テレビなどでは推進すべきとの報道もあって厳しい状況にあるが、今後の戦略があれば伺いたい。

JA 農協では全国レベルでの運動を展開しています。今後の運動方針についても

全中・県中・県組合長会などから一致団結した指示がされるものと思いますので強力に反対運動を展開していきたい。農協としても農業が基盤であり、皆さんにも情報はお知らせしますのでご協力をお願いしたい。

農業者 農水省でも中国への米の輸出を考えているようであり、川島町の米を町や農協、農業者が一体となつて中国への輸出ができないか。

JA 埼玉県でも輸出に関する協議会が設置されています。農協としてできることがあれば対応させていただきます。

農業者 猛暑の影響による彩

のかがやきの品質低下により、栽培講習会を行うと聞いたが、現時点では、来年度も彩のかがやきの作付けを推進することになるのか。

JA 彩のかがやきは埼玉県の奨励品種であります。現在、県の農業試験場で原因調査をしている状況であり、農協としての判断はできない状況です。

農業者 彩のかがやきを推進するには早い段階で決定しないと来年度の作付けに間に合わないのではないか。

JA 1月早々には判断してほしいと県へ要請したが、原因の調査結果を待つて決めたこととであり、今後の調査結果に基づき指導機関と連携し栽培講習会等を開催のうえ、前向きに進めてまいります。なお、来年度の種子の確保はできています。

農業者 彩のかがやきの被害について、共済組合での対応はないのか。

農委 補助金額の提示はありませんが、支援金を考えていると伺っています。

農業者 違反転用について、

農業委員会として強く指導していく必要があるのではないか。

農委 違反転用者に対して是正指導するなど、県とも連携しながら解消に向け努力したい。

農業者 農業者の高齢化により耕作が困難になってくるが、比企アグリサービスで農業専門の人材派遣の雇用が検討できないか。

JA 比企アグリに定款上でも規定されていますので、検討したい。

農業者 農業で稼げることができれば、新規就農者も増えてくると思います。今後の農地を維持していくのは、若い世代だと思えます。川島町が全国的に農業の町だとアピールできれば、農



活発な意見を述べる認定農業者



意見交換会の様子

業で生活できるようになるのではと思います。今後川島町の知名度、ブランド化が図れるような対策を町や農協、農業者が考えていくことが必要だと思います。

認定農業者とは?

農業者が5年後の経営目標を定めた農業経営改善計画を町に提出し、町の基本構想に照らし審査のうえ町が認定した農業者です。認定されるには年間農業所得や労働時間などの要件があります。現在、町内では115人が認定され、農業経営の改善、発展に取り組んでいます。

温故知新

「郷の名に負う川島の……」川島郷歌に歌われているように川島町は四方を川に囲まれている。川が肥沃な土地を造り、昔から良質米の産地として栄えてきた。

その地に住んでいたせいかわ、過日、先輩から良いところへ行くから一緒に行こうと誘われ、何事かわからないままとかくついて行つた。

着いた先は川越市指定史跡安井政章墓であった。説明書を読むと安井氏は川越藩の郡奉行で、ことに弘化2年（1845）、川島領の堤防が二度にわたり決壊し、領民が苦しむのを見かねた安井氏が藩主の命を受け、四十三ヶ村、150余町の間（約16km）に土手を築き水害から藩民を救つたと記されていた。

また、先輩の説明では、この築堤工事の基点は今の鳥羽井沼あたりで、この人のすごいのは「この工事が終わるまでは城には戻らない」と言つて妻子を城下に残したまま泊り込みで工事を完成させ、川島町の発展に大きく貢献した人であるとのこと。

食料の筆頭は米。昔も今もなくてはならない大切な米。昨年は猛暑で収量、価格、作業効率も大変であったが、川島の土地柄に合っているのは米作である。米作りで生活ができ、生きがいのもてるそんな環境を望みたい。（木村委員）

私と農業

早くに父を亡くし、二足の草鞋を履き満60歳の定年の日を迎えた。米作りの経験は30数年を数えている。

しかし、自由の身になって、そつと後ろを振り返つたとき、一度も満足の行く年がなかったことに愕然とした。

私は、昭和21年生まれで食



昭和47年の給食風景

糧難の中で育つた人間である。

米一粒がいかに貴重な食料であったか身を持って体験している世代である。最近の米余り現象はどう考えたらいいのでしょうか。日本人が米を食べなくなつた原因の一つに学校給食があると、私は考えています。それは戦後の食糧難の時代、給食に米国の放牧物資の小麦で作つたコッペパンと脱脂粉乳の給食が始まつたことです。この世代がパン食の味覚に慣れ、そのまま成長したために、抵抗なくパン食に移行したと考察しています。皆様はどうお考えでしょうか。

また、高度経済成長時代を経て食べ物豊富に回り、あふれかえっています。飽食の時代になつたのも原因かもしれませぬ。高齢化社会になり、物を食べなくなつたためかもしれない。いずれにしても米を食べなくなつたことは事実です。川島町は輪中地帯のため、米以外の作物はほとんどとれません。最近の米価の下落は米づくりの意欲を低下させます。このような困難の時代でも私は米を作り続けます。

（安田委員）

先進地視察研修を実施

茨城県笠間市クラインガルテン

町農業委員会では、10月19日、茨城県笠間市の笠間クラインガルテンを視察しました。クラインガルテンとは、ドイツ語で小さな庭という意味であり、笠間市では滞在型の市民農園の建設を目指し、平成14年にオープンしました。現在では、JA茨城中央に指定管理者として運営を委託しています。

総面積は約4ha、宿泊付市民農園50区画、日帰り市民農園50区画、そのほかにも農産物直売所やクラブハウス、そば処が建設され、総事業費は8億3千万円となっています。利用料金は宿泊付市民農園



熱心に畑を見る委員



視察研修の様子

団塊の世代を迎え、都市から農村への意向が強くなり、利用者は首都圏内の60歳代のかたが多くなっています。川島町でも圏央道を生かした農業振興と地域振興を併せ持つ観光型農業について研究したいと思えます。

女性農業者の皆さん、
あなた自身の年金を！

女性農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか？

現在65歳の日本人の平均余命は、男性が18・88年（83・88歳）、女性が23・97年（88・97歳）です（厚生労働省「平成21年簡易生命表」より）。女性の老後は男性以上に長い道のりです。

農業者年金は女性農業者の老後をしっかりとサポートします。

女性農業者の老後は、国民年金＋農業者年金が基本です！

国民年金の支給額は月額最高6万6千円、夫婦お二人で13万2千円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で23万円が必要になるというデータがあります。

↓月額約10万円不足 農業者年金は国民年金の不足分をしっかりとカバーします。

農業者年金へのご加入がご主人だけでは、先にご主人が亡くなったとき、妻であるあなたの老後の支えは国民年金だけになってしまいます。

農業者年金

受給者の皆さんへ

お知らせ

現況届の提出について

◎現況届の提出期限は6月1日から6月30日までです。

◎受給者ご本人が「署名」（ご本人が署名できない場合は、代理人が記入・署名）をしてください。

◎現況届は必ず農業委員会事務局へ提出してください。

※期限内に提出されない場合、提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。

全国農業新聞

農業・農政の総合専門紙

「全国農業新聞」は、農業者の公的代表組織である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門紙です。

◆発行日…毎週金曜日

◆購読料…1か月600円（送料・税込み）

◆お申し込み…農業委員会事務局へ

発行所…全国農業会議所

編集後記

早いもので、平成22年度も終わりに近づいてきました。昨年は温暖化による異常気象のため、農作物に甚大な被害がありました。農業に従事する方々には大変な一年であったと思います。

町の農業委員会では、農地法改正による研修会などの事業が行われました。また、遊休農地の現地調査では、荒地が減少しておりますが、今後とも皆様からのより一層のご協力をお願いします。

『農業委員会だより』第6号発行にあたり、ご協力をいただきました皆様ありがとうございました。皆様にご愛読される広報紙づくりのため、ご意見・ご感想をお待ちしております。

（大澤委員）

編集委員長 鹿山 柳治
編集副委員長 前嶋 勇男
編集委員 安田 昌生

相談役

猪鼻 文明
大澤 伊吉
木村 一男
横川 二三男
石黒 安太郎



川島町マスコットキャラクター かわべえ

農地に関するQ & A

Q：私の父が亡くなり、生前に父が所有していた農地を全部私が相続しました。

農地を相続したら届出をするようになったと聞きました。届出はどこにすれば良いのでしょうか？

A：平成21年12月15日に改正農地法が施行され、相続等で農地の権利の移動があった場合に、農業委員会が把握することによる、あっせん等の措置や、農地の有効利用の促進を図るため、届出が必要になりました。

農地法改正後に相続等の発生により、農地の権利を取得した場合には、その農地が所在する農業委員会へ、相続を知った日から10か月以内に届出を行ってください。

なお、届出にあたっては、次のものをご持参ください。

※届出書は農業委員会事務局にあります。

- ・印鑑（認印可）
- ・相続した土地すべての土地謄本（相続登記が終了しているもの）

農地の貸し借り 利用権設定のメリット

相対による農地の貸し借りは、農地法違反であり、時効取得等の理由により貸した農地が返ってこない等の大きなトラブルになる場合があります。

農業経営基盤強化促進法の利用権設定による農地の貸し借りの契約は、貸し借りの期間満了とともに自動的に契約は終了し、農地の貸し手に農地が返還され、借り手は期間満了まで安心して耕作ができます。

貸し借りの契約を継続したい場合は、利用権の再設定を行えば引き続き貸し借りができます。簡単な手続きで安心した貸し借りとなります。

※毎年10月末、4月末までの年2回の受け付けとなりますので、期限までに提出をお願いします。